

会費の割当額に係る届出について（内規）

第1条 会長は、毎会計年度の当初において、区域・職域薬剤師会に対し、会費の割当額を通知しなければならない。

第2条 割当額は、当該会計年度の前年3月31日現在の会員数に会費を乗じた額とする。

第3条 賛助会員Bの会費については、支部の割当額外とし、本会から本人に通知するものとする。

第4条 3月31日現在の会員数の確定にあたり、4月の最初の開所日の午前9時までに、本会事務所に、郵送またはファックスで届いた所定の書類のうち、3月31日以前の日付の書類に限り、3月31日現在の会員数算定の根拠とすることとする。

第5条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日に制定し、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成27年7月21日に一部改正し、平成26年4月1日から適用する。